

平成 30 年 7 月 19 日 環政計発第 1807192 号  
改正 平成 31 年 4 月 1 日 環政計発第 19040111 号  
改正 令和 2 年 3 月 9 日 環政計発第 2003092 号

## グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業のうち 地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業 実施要領

### 1. 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業のうち地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 4 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項の各号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定め、事業の円滑な執行を図ることにより、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制及び第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）に掲げる地域循環共生圏の実現に資することを目的とする。

### 2. 事業の実施方法等

#### (1) 対象事業

対象事業は、交付要綱第 4 条第 1 項の各号に掲げる事業とする。

ただし、小売電気事業に係る実行可能性調査（FS：フィージビリティ・スタディ）を未実施の事業及びエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資することが見込まれない事業体を設置する事業は、対象事業としない。

#### (2) 対象事業の要件

対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

- 一 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編又は区域施策編）又は同計画に類する地方公共団体が策定する計画に位置付けられた又は位置付ける予定の施策であること。
- 二 交付要綱第 4 条第 1 項第 1 号の補助事業（地域脱炭素化推進事業体の設置事業）を活用する場合、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 1 年以内に、電力供給を開始すること。
- 三 交付要綱第 4 条第 1 項第 2 号の補助事業（地域脱炭素化推進事業の強化・拡充事業）を活用する場合、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 1 年以内に、補助事業で構築した強化・拡充事業を開始すること。

#### (3) 補助対象者の要件

補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

2 者以上の事業者が共同で補助事業を実施する場合には、代表事業者、共同事業者

とも、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。ただし、第一号に限り、代表事業者又は共同事業者のいずれか1者以上がその要件を満たせば良いものとする。

- 一 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 二 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の調達に関し十分な経理的基盤を有すること。
- 三 補助事業の経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- 四 環境省の求めがある場合、環境省に対して経理その他の説明・報告をできる体制を有すること。
- 五 交付要綱第4条第2項第2号から第6号のいずれかに該当する者の場合、地方公共団体が戦略的に参画若しくは関与する団体、自ら地域脱炭素化推進事業を営もうとする団体又は補助事業完了後も継続的に地域脱炭素化推進事業に参画若しくは関与する団体であること。

#### (4) 補助率

次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、地域脱炭素化推進事業の強化・拡充事業（交付要綱第4条第1項第2号）の場合の資本金額は、交付申請時点の資本金額とする。

- 一 地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の1/2を上回る場合： 1/2
- 二 地方公共団体が出資する又は出資を予定している場合： 1/2
- 三 地方公共団体が出資する又は出資を予定しており、かつ地方公共団体、地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の1/2を上回る場合： 2/3
- 四 地域金融機関が出資し、かつ地元企業（地域金融機関を含む。）及び一般市民の出資額が資本金額の1/2を上回る場合： 2/3
- 五 上記以外の場合： 1/3

※二又は三の「地方公共団体が出資を予定している場合」で交付決定された場合、出資したことが分かる書類を当該年度の1月末までに提出すること。

1月末までに提出したことが分かる書類の提出がなされなかった場合、変更交付申請書（交付要綱様式第3）を提出する必要がある、補助率は地方公共団体が出資していない場合の補助率となる。

#### (5) 交付申請書に添付する書類

交付要綱第6条の申請手続において交付申請書（交付要綱様式第1の1又は第1の2）に添付する書類は、以下のとおりとする。

##### 一 事業実施計画書

- ア 経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書） <地方公共団体以外の者の場合>

- イ 定款又は寄附行為 <地方公共団体以外の者の場合>
  - ウ 地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）又はこれらに類する地方公共団体が策定した計画
  - エ 小売電気事業に係る実行可能性調査（FS）の業務報告書又はこれに類する資料
  - オ 需給管理システム及び同システムと連携して地域脱炭素化推進事業に貢献するシステム等のシステム仕様、フロー図 <需給管理システムを導入する場合>
  - カ 補助事業の工程表
  - キ 事業体の設置又は強化・拡充までの工程表
  - ク COOL CHOICE 賛同証明書の写し <賛同済みの場合>
  - ケ 事業実施体制図
  - コ 事業体の構成員との連携に関する合意文書又は覚書（各構成員の出資額・比率が決定していれば明記）
  - サ 会社を設立している場合等は、出資金額や出資比率が分かる書類
  - シ 補助事業に係る歳入歳出予算書（見込書）抜粋 <地方公共団体の場合>
  - ス 資金調達計画 <地方公共団体以外の者の場合>
  - セ 国のモデル都市等の選定証の写し <選定されている場合>
  - ソ 地方公共団体における SDGs の取組方針・状況等の資料 <取組実績がある場合>
- タ 地方公共団体が出資を予定していることを示す予算要求に係る資料
- ※当該年度の1月末までに投資したことが分かる書類を提出すること。

## 二 経費内訳

経費内訳の算定根拠（工種（業務）ごとに区分し、人件費、業務費等の費目の詳細を記載した見積書又は計算書）

## 三 推薦書 <地方公共団体以外の者の場合>

## 四 その他、必要に応じて、環境省が求める資料

### （6）実績報告書に添付する書類

交付要綱第16条の申請手続において実績報告書（交付要綱様式第8）に添付する書類は、以下のとおりとする。

#### 一 実施報告書（交付要綱様式第8の別紙1）

- ア 交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類
- イ 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）

#### 二 経費所要額精算調書（交付要綱様式第8の別紙2）

- ウ その他参考資料（領収書等を含む。）

(7) 二酸化炭素の削減量等の把握

補助事業者は、本事業が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付する事業であることに鑑み、地域脱炭素化推進事業の実施状況の一部として、同事業の実施に伴う二酸化炭素の削減量を把握すること。

また、第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）等を踏まえ、持続可能な開発目標（SDGs）も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する視点から、本事業による地域課題の同時解決の効果を把握するよう努めること。

(8) 補助事業の成果の横展開

本補助事業が地域脱炭素化推進事業体の普及を目的に掲げ、先進性・モデル性を有する案件を採択し、その成果の地域内外への横展開を図ろうとしていることを踏まえ、補助事業者は、補助事業の成果を地域内外に積極的かつ実効的に発信すること。

(9) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業完了後3年間の期間について、毎年度、地域脱炭素化推進事業の実施状況、二酸化炭素の削減量等を取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境省へ提出すること。

なお、上記に拘わらず、環境省（環境省の請負先及び委託先を含む。）の求めに応じて、二酸化炭素の削減量等の地域脱炭素化推進事業の実施状況等の報告を求める場合がある。

(10) 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

また、補助事業者の取組内容に疑義がある場合、環境省（環境省の請負先及び委託先を含む。）は、必要に応じて、補助事業者に対して報告徴収や現地検査を行う。環境省が補助事業者の取組内容の改善を求めたときは、当該補助事業者は、改善措置を速やかに講じるとともに、環境省に報告すること。

(11) 補助事業完了後の指導監督

環境省（環境省の請負先及び委託先を含む。）は、補助事業が交付要綱第20条及び第21条並びに前条前段に基づき付した条件に適合していない場合には、補助事業者に対して条件に適合するように指示をすることができる。

**附 則**

この実施要領は、平成30年7月19日から施行する。

**附 則**

1. この実施要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この実施要領による改正後の規定は、平成 31 年度予算に係る補助金から適用し、平成 30 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

**附 則**

1. この実施要領は、令和 2 年 3 月 9 日から施行する。
2. この実施要領による改正後の規定は、令和 2 年度予算に係る補助金から適用し、平成 31 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別紙様式（事業報告書の作成例）

年度 グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業のうち  
地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業報告書

年 月 日  
補助事業者名  
事業代表者の職・氏名

1. 補助事業の名称

2. 地方公共団体実行計画等における地域脱炭素化推進事業の位置付け等

(1) 位置付け済みの場合

- ・事業を位置付けた地方公共団体実行計画等の名称等

( )  
(平成 年 月策定)

- ・位置付け該当箇所

【項目名、本文の引用等を記載する。】

( )

(2) 位置付けていない場合

- ・位置付けていない理由

( )

- ・今後の対応方針

【地方公共団体実行計画等の策定又は見直しスケジュール等を記載する。】

( )

3. 地域脱炭素化推進事業の実績

(1) 進捗状況

【本報告の対象年度（電力供給又は強化・拡充事業を開始した年度においては、電力供給又は強化・拡充事業を開始した日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における地域脱炭素化推進事業の状況（電力供給量、電源構成の実績（再生可能エネルギーの種類が特定できる場合には種類別）、事業収支等）を記載する。】

(2) 事業性の評価

【本報告の対象年度に実施した PDCA の結果等を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性の評価を記載する。】

(3) 二酸化炭素の削減量（実績）

【補助事業の実施による本報告の対象年度における二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

(4) 事業実施計画書に記載した地域脱炭素化推進事業の内容と乖離が生じている（又は今後乖離が生じることが見込まれる）場合の原因

【乖離の原因を分析し、分析結果を詳細かつ具体的に記載する。】

(5) 地域課題の同時解決の効果

【本事業による地域課題の同時解決の効果を記載する。地方公共団体が SDGs の考え方を活用していれば、その取組方針・状況等についても記載する。】

4. 今後の取組

【本報告の対象年度の翌年度以降の取組予定、二酸化炭素の削減までの具体的なスケジュールを、「3. 地域脱炭素化推進事業の実績」等を踏まえて記載する。】

5. 本事業の成果の横展開に向けた取組実績、本事業の波及効果

【本報告の対象年度に補助事業の成果を地域内外に発信した実績を記載する。他事業者が補助事業の成果を活用した場合、その実績についても併せて記載する。】

【用紙は日本工業規格 A 4 の用紙を用い、文字の大きさは 10～12 ポイント程度、フォントは自由とする。】

【ページ番号を付す。】